

イエスさまの誕生日

“光陰矢のごとし”と申しますが、早いもので今年もはや師走。恒例の大掃除に冬至の柚子湯、除夜の鐘、その他にも忘年会やクリスマス、おまけに今年は衆議院解散による総選挙まで加わって、ますます慌ただしい年末になりそうです。

今回はその年末の一大イベント、クリスマスに関して思いつくままにお話をしてみたいと思います。

申すまでもなくクリスマスは12月25日、イエス・キリストさまの誕生日(降誕祭)といわれています。

ところで余談ですが、イヤこの話そのものが余談といえば余談ですので、そのまた余談ということになりますが(笑)、イエスさまは本当に12月25日に誕生されたのだと思いますか？

“何を今さら。12月25日に決まってるよ。
だからその日がクリスマスなんだ！”

なるほど。

しかし果たして、本当にそうなのでしょうか？

イエスさまは、ベツレヘム(現在のパレスチナ自治区ベツレヘム県の都市)の馬小屋で生まれたとされています。しかし聖書にはそれがいつであったかの記述まではありません。

また、他にその誕生日を示す記録もないのです。

ですからイエスさまの誕生日は資料からは分からないのです。

“そうなんだあ…。でもそうだとすると12月25日ではないとも言えないわけだよね！教会でも12月25日にはクリスマスのミサをあげたりしてるんだし、やはりその日がお誕生日なんじゃないの。”

はい。しかし…なのです。

考えてみてください。12月25日といえば冬の真っ最中です。

ちなみに、ベツレヘムは地中海性気候で夏暑く、冬は1℃～13℃と寒く降雨も多い土地です。

そんな寒い中、しかも今から約2000年以上も前の満足な暖房

もない時代、そのうえ馬小屋での出産…、不可能とまでは言えませんが、些か無理がありはしませんか。

では、本当の誕生日はいつだったのでしょうか。聖書に記述されているイエス誕生前後の天文現象から推測し、その誕生日は9月15日だと主張するイギリスの天文学者もいます。

また別の説では、誕生はせいぜい9月までではないかといっています。つまりイエスさまの誕生を祝った羊飼いが、その後、放牧中の羊を見張るために帰って行ったとの聖書の記述からすると、それは羊の放牧期間中(4月～9月)のことだと考えるべきだということです。

このように諸説がありますが、イエスさまの誕生日は9月ごろだったと考えるのがどうやら妥当のようです。

ではイエスさまの誕生日が12月25日だといわれるようになったのは何故でしょうか？ 実はそのわけも定かではないのです。

一説によると、もともとはローマ帝国の農耕神の祝日だった12月25日が、キリスト教の信仰が広がるにつれてやがてイエスさまの誕生日と混同されたのだとか、別の説では冬至の数日後に行われる太陽復活を祝う日がイエスさまの誕生日と混同されたのだとか、様々な説があります。

なお、このように新たな宗教が、その地方に以前からある土着の宗教の行事や習俗などを取り込んでいくことは珍しいことではありません。

※日本憲法(抜粋)

第七條

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

第五四條

衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

第六七條

内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。

第七〇條

内閣総理大臣が欠けたとき又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があった時は、内閣は、総辞職しなければならない。

※公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(東京都迷惑防止条例・抜粋)

第五條第一項

何人も、人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゆう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

第八條二項

次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第五條第一項又は第二項の規定に違反した者

閑話休題。

いずれにせよ、今月25日はクリスマス、24日はクリスマスイブ。我が国ではそれがイエスさまの誕生日であろうがなかろうが一向にお構いなし、街はジングルベルであふれ、いやがおうでも年の瀬の雰囲気におおわれます。これに忘年会が重なれば、付き物はアルコール。日本酒、焼酎、ワインにビールなどなど多種多様、お酒好きには嬉しい時期でもあります。

“百薬の長”といわれるお酒です。楽しく頂いて、大いに語り合い、日頃のストレスも解消しましょう。

ただ、“酒は飲んでも呑まれるな”ともいわれています。

飲み過ぎが健康に悪いのはもちろんですが、酔って人様に絡んだりするのは困りもんです。

ほとんどの自治体にはいわゆる迷惑防止条例といわれる条例があり、罰金刑や懲役刑で厳しく処罰されます。“酒のうえでのこと…”は、免責理由にはなりません。

また、“飲んだら乗るな!乗るなら飲むな!”はドライバーの常識、いうまでもないことです。

一年の締めくくりの月を元気に無事に過ごして、笑顔で来るべき新年を迎えたいものです。

(H26.12.2, 井野)